

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門

第 8 回規制支援審議会
議事要旨

日時：令和 3 年 3 月 2 日（火） 10：00～12：00

場所：Zoom による Web 会議として実施（原子力機構会議室）

出席者（敬称略、順不同）：

委員：藤田委員長、青木委員、小田委員、成合委員、樋渡委員、山田委員

オブザーバ：遠山、萩沼（原子力規制庁）

原子力機構：三浦、中村、鬼沢、田中、与能本、永瀬、宗像、西山、山口、埴、山下、箱田
門馬、江坂

議事次第：

1. 委員長の互選
2. 安全研究・防災支援部門の活動概況
3. 前回答申への対応状況
4. 規制支援に係る受託研究、委託研究、共同研究の実施状況
5. センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況

配布資料リスト：

規審 8-0 : 議事次第（案）

規審 8-1 : 規制支援審議会委員名簿

規審 8-2 : 第 6 回規制支援審議会議事要旨

規審 8-3 : 安全研究・防災支援部門の活動概況

規審 8-4 : 規制支援審議会の答申への対応について

規審 8-5 : 安全研究・防災支援部門の人員、予算の状況

規審 8-6 : 安全研究センターの予算の収支

規審 8-7 : 規制支援に係る受託研究、委託研究、共同研究の実施状況

規審 8-8 : センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況について

規審参 8-1 : 「安全研究・防災支援部門が実施する規制支援活動が十分な中立性と
透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について」の審議
結果（答申）

規審参 8-2 : 規制支援審議会の設置について（25（達）第 39 号）

議事：

1. 委員長の互選

審議会の規定に沿って、委員長を互選により選出するため、委員から推薦を募ったところ、藤田委員を推薦する意見があり、異論のないことから藤田委員に委員長をお願いすることとなった。

2. 安全研究・防災支援部門の活動概況

原子力機構から、規審 8-2 に基づき前回議事要旨の紹介と、規審 8-3 に基づき、安全研究・防災支援部門の活動概況について説明を行った。

委員から、原子力防災の研修について、体系的に行われているかについて質問があった。原子力機構から、原子力災害に加えて自然災害も含めて、外部機関とも協力しながら対応していく取り組みに着手したところであると回答した。

委員から、部門にリスク情報活用推進室を新設するなどの組織変更について、人員はどのような状況か質問があった。原子力機構から、大幅な人員増があったわけではなく、リスク評価の研究開発を行っている安全研究センター内の研究グループから研究者を集めるとともに、東京大学教授を室長として受け入れて体制を整えていることを回答した。

3. 前回答申への対応状況

原子力機構から規審 8-4～規審 8-6 に基づき、第 7 回規制支援審議会による答申のうち、人員、予算に関する対応について説明を行った。

委員から、計画調整費の増額の理由と、組織の新設との関係についての質問があった。原子力機構から、新組織の費用、施設の保守費用等が含まれており、その結果増額となったことが回答された。

新組織であるリスク情報活用推進室は安全研究センターの内部組織なのか、また原子力緊急時支援・研修センター (NEAT) についての予算関連の資料は示されないのか、質問があった。原子力機構から、安全研究センターの研究者が兼務しているものの新組織は別の組織であること、NEAT の予算については、機構部会では公開しており、その予算はほぼ施設の維持費であるため研究開発費が含まれていない旨の回答があった。なお、次年度は NEAT についても予算収支を示すこととなった。また、新組織は原子力規制庁からの受託をしないことからルールの適用外なのかとの質問があった。原子力機構から、現時点では新組織については規制庁からの委託を受けないこととしているため、適用外と考えているとの回答があった。

委員から、機構部会の位置づけについて質問があった。原子力機構から、この機構部会は原子力規制委員会の国立研究開発法人審議会の下に設置されている部会である旨の回答があった。

規制庁から、規制支援のために人員、予算が十分配分されていることは重要であり、今回の資料で初めて機構全体の研究開発費が示され、この中での安防部門への配算割合が確認

できた、引き続き開示していただくとともに、その配算の考え方も示していただきたいとのコメントがあった。原子力機構から、今回初めて全体予算の中の研究開発費を示すことにしたものであり、今後もしっかり説明していく旨の回答があった。

4. 規制支援に係る受託研究、共同研究、委託研究の実施状況

原子力機構から規審8-7及び規審8-7別添、8-7別表1及び別表2に基づき、前回答申への対応のうち、規制支援に係る受託研究、共同研究及び委託研究の実施状況について説明を行った。

委員から、再委託先に対して、ルール上は原子力事業者等から資金を受けることを認めている点について、安全研究センター本務者は事業者等から資金を受けないということより緩和されていることについて、説明性の観点で、見直しを検討する必要があるのではないかとの意見があった。原子力機構から、再委託先には契約書にルールを遵守する趣旨の事項を記載していることをもって確認してきたが、ルールへの追記・修正については、再検討したい旨の回答があった。

委員から、内部監査が行われることについて、それを運用の証左とするのであれば、監査部署とコミュニケーションをとる必要があるのではないか、運用の確認の機能はあると思うが中立性の観点では十分か、監事が主体的に関与すべきではないか、内部監査としては限界があるのではないか、などの意見があった。また、審議会は年に1度なので、定常時のモニタリングを内部監査には期待している、内部監査は監事監査と連携するはずなので、監事とも連携して検討してほしいとの意見があった。原子力機構から、内部監査は今回が初めての実施なので、まだ詳細は確定していないが、その実施結果や、審議회를補足する監査としての今後の方向性については、別途報告する旨の回答があった。

委員から、電中研からの受託が含まれている点について説明が求められた。原子力機構から、電中研が原子力規制庁から委託を受け、その一部を原子力機構が再委託として受けているためであるとの回答があった。

自己点検の結果として問題が無いことについては異論がなく認められた。再委託先についてのルール改正の要否について、次回までに再検討することが示された。監査に関して、本審議会との関係を踏まえて、考え方を整理することとなった。

5. センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況

原子力機構から規審8-8に基づき、前回答申への対応のうち、センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況についての説明が行われた。また、部門長が他部門と兼務する形態の脆弱性について、理事長が決裁するように次年度から変更する予定であることが示された。これに対し委員から、実施されれば改善と認められる旨の意見があった。

委員から、昨年度の答申への対応に関して、理事長に決裁を変更する点に関して、一つの対処方法であると思う、との意見があった。一方、副部門長への変更が認められなかったことについて、その時点で対策を検討すべきであったのではないか、何年にもわたって答申に

書かれてきたことであり、まだ改善がなされていないことは、この審議会の位置づけに関し、ガバナンスの面で十分な対応ではなかったのではないか、などの意見があった。原子力機構から、改善策についてはまだ実施できていないが、認められなかった時点以降も、機構内で検討を進めてきており、本審議会での意見を踏まえて、来年度から決裁権限の変更を行うこととしたものである。3月中の理事会を経て、来年度4月1日から変更が施行できるように準備をしているとの回答があった。

委員から、審議会の答申への受け止め方については、次回には報告してほしいとの意見があった。

6. その他

事務局において、本日の議事要旨、答申書の素案をまとめ、後日委員にご確認いただくこととなった。

以上